

関係法令の参照条文等

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抄（平成10年 法律114号）

第12条（医師の届出）

医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生省令で定める場合を除き、第1号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生省令で定める事項を、第2号に掲げる者については7日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生省令で定めるものの患者（後天性免疫不全症候群、梅毒その他厚生省令で定める感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第1号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第2号に掲げる者に係るものについては厚生省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

第14条（感染症の発生の状況及び動向の把握）

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、5類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は2類感染症、3類感染症、4類感染症若しくは5類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）を指定する。

2 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める4類感染症の患者（厚生労働省令で定める5類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の2類感染症、3類感染症、4類感染症若しくは5類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める4類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第53条の2（定期の健康診断）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定

める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

- 2 保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。
- 3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によつて健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。
- 5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 抄

（平成 10 年政令第 420 号）

第 11 条（施設）

法第 53 条の 2 第 1 項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

- 一 刑事施設
- 二 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設

第 12 条（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

法第 53 条の 2 第 1 項の規定により定期の健康診断を受けべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度
 - 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度
 - 三 前条第 1 号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度
 - 四 前条第 2 号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 2 法第 53 条の 2 第 3 項の規定により定期の健康診断を受けべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第 53 条の 2 第 1 項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度
 - 二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期
- 3 法第 53 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。
- 一 第 1 項各号及び前項第 1 号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回
 - 二 前項第 2 号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

結核・感染症サーベイランス事業の実施について

(昭和六十一年六月九日 健医発第七百四号)
各都道府県知事・各政令市長・各特別区
区長あて厚生省保健医療局長通知

最近改正 平成九年二月五日健医発第一五六一号

感染症サーベイランス事業の実施については、かねてから御尽力を願っているところであるが、昭和六十二年一月からは、結核等を対象疾病に追加するとともに、全国的規模のコンピュータ・オンライン・システムを樹立することにより、迅速な情報の収集、解析及び還元を図るため、本事業を実施することとし、別添「結核・感染症サーベイランス事業実施要綱」を定めたので、本事業の実施については格段の御配意をお願いする。

なお、本事業実施上の細部については、別途当局結核難病感染症課長、感染症対策室長から通知することとしているので申し添える。

別添

結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

第一 目的

近年、公衆衛生の向上、生活環境の変化等により各種感染症の発生状況は著しく変貌してきた。

結核については、かつてに比べ患者数等は減少しているが、近年、減少率の鈍化、地域的偏在、集団発生の散発等がみられ、これらに対応した保健医療体制の確保が要請されていることから、患者発生状況、受療状況等の実態を集中的に把握し、その詳細な分析を行うことにより、効果的な予防対策を講ずるとともに、患者管理の充実に必要がある。

また、結核以外の感染症については、法定・指定伝染病は急速に減少してきた反面、風しん、手足口病、ウイルス肝炎、性行為感染症等の流行が社会的に問題となつていくことから、医療機関の協力を得て、これら感染症の患者発生状況、病原体検査結果等の流行実態を早期かつ的確に把握することにより、必要な情報を速やかに地域に還元するとともに、予防接種、衛生教育等の適切な予防措置を講ずる必要がある。

このため、結核その他の感染症に関する情報を全国的規模で迅速に収集、解析、還元するコンピュータ・オンライン・システムを樹立し、これらの疾病に対する有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的として、本事業を実施するものとする。

第二 対象疾病

この事業の対象とする疾病は、次のとおりとする。

- (1) 結核 (2) 麻しん様疾患 (3) 風しん (4) 水痘 (5) 流行性耳下腺炎 (6) 百日せき様疾患 (7) 溶連菌感染症 (8) 異型肺炎 (9) 感染症(ウイルス性及び細菌性) 胃腸炎(乳児嘔吐下痢症を除く) (10) 乳児嘔吐下痢症 (11) 手足口病 (12) 伝染性紅斑 (13) 突発性発しん

- (14) ヘルパンギーナ (15) インフルエンザ様疾患 (16) MCLS (川崎病) (17) 咽頭結膜熱 (18) 流行性角結膜炎 (19) 急性出血性結膜炎 (20) 感染性髄膜炎 (a) 細菌性髄膜炎 (b) 無菌性髄膜炎 (21) 脳・脊髄炎 (a) 脳炎 (b) 脳症 (c) ライ症候群 (d) 脊髄炎 (22) ウイルス肝炎 (a) A型肝炎 (b) B型肝炎 (c) C型肝炎 (d) その他のウィルス肝炎 (23) 淋病様疾患 (24) 性器クラミジア感染症 (25) 性器ヘルペス (26) 尖圭コンジローム (27) トリコモナス症 (28) 梅毒様疾患

第三 実施主体

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む）とする。

第四 実施体制の整備

情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制を整備するものとする。

1 結核・感染症情報センター

(1) 中央結核・感染症情報センター（厚生省）

中央結核・感染症情報センターは、地方結核・感染症情報センターから伝送された患者情報及び国立予防衛生研究所から報告された検査情報を集計、解析し、その結果を全国情報として速やかに地方結核・感染症情報センター等に還元するため、中心的役割を果たす。

(2) 地方結核・感染症情報センター（都道府県・指定都市衛生主管部局）

地方結核・感染症情報センターは、地域内における患者情

報及び検査情報を収集し、全国情報と併せて、これらを速やかに保健所、医師会等関係機関に還元する。

2 定点

都道府県（指定都市の区域内にあつては指定都市）は、結核以外の対象疾病について、患者情報及び病原体の分離等の検査情報を収集するため、第五の1に従い、患者定点及び検査定点をあらかじめ選定する。

なお、結核については、結核予防法による医療機関からの届出等の情報が保健所に集積されていることから、本事業においては、これらの患者情報のうち広域的な集計、解析に必要なものを保健所から収集するものとする。

3 結核・感染症サーベイランス委員会

(1) 結核・感染症サーベイランス委員会

本事業の適切な運用を図るため、厚生省に結核・感染症対策に関する学識経験者からなる結核・感染症サーベイランス委員会を置き、同委員会に結核・感染症サーベイランスのシステムの検討を行うためのサーベイランス・システム小委員会及び情報の解析評価を行うための情報解析小委員会を置く。

(2) 地方結核・感染症サーベイランス委員会

地方における事業の適切な運用を図るため、都道府県及び指定都市に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学等の専門家（一〇名程度）からなる地方結核・感染

症サーベイランス委員会を置き、必要な情報の解析評価等を行う。

第五 事業の実施

1 定点の選定

(1) 患者定点

結核以外の対象疾病については、患者発生状況を地域的に把握するため、都道府県及び指定都市は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。

ア 人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県（市）全体の疾病の発生状況を把握できるよう考慮すること。

イ 対象疾病のうち第二の(2)から(7)までに掲げる疾病については、小児科及び内科の医療機関（主として小児科）を患者定点とし、定点数は別記1に掲げる「保健所の人口規模別による患者定点の算出方法」を参考として算定すること。

ウ 第二の(7)から(9)までに掲げる疾病については、眼科の医療機関を患者定点とし、定点数は前記イにより算定された定点数の概ね一〇％（その値が三未満である都道府県（市）にあつては、三か所）とすること。

エ 第二の(10)及び(20)から(22)までに掲げる疾病については、対象者がほとんど入院患者であるため病院（主として小児

科、内科）を患者定点とし、定点数は前記イにより算定された定点数の概ね一〇％（その値が五未満である都道府県（市）にあつては、五か所）とすること。

オ 第二の(23)から(28)までに掲げる疾病については、皮膚科及び泌尿器科の医療機関を患者定点として、定点数は別記1に掲げる「保健所の人口規模別による患者定点の算出方法」を参考として算出すること。

(2) 検査定点

病原体の分離等検査情報を収集するため、医療機関を検査定点とし、都道府県及び指定都市は、次の点に留意してこれを選定する。

ア 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。

イ 第二の(2)から(9)までに掲げる疾病についての検査定点数は、(1)のイ及びウにより選定された患者定点数の概ね三〇％とすること。

ウ (1)のエにより選定された病院は、第二の(20)から(22)までに掲げる疾病についての検査定点とすること。

エ (1)のオにより選定された医療機関は、第二の(23)から(28)までの疾病についての検査定点とすること。

2 調査単位等

一 (1)・患者情報のうち、前記1の(1)のイ及びウにより選定された医療機関に関するものについては一週間（日曜日から土曜日

まで)を調査単位とし、同工及びオにより選定された医療機関に関するものについては月を調査単位とする。

(2) 病原体検査情報については、原則として月間を調査単位とする。

(3) 結核については、(1)に定めるところとは別に情報の収集を図るものとするが、その結果は、新登録患者に関しては原則として月報、登録除外者に関しては年報、登録者の全体に関しては年末現在につき年報として取りまとめるものとする。

3 実施方法

(1) 患者定点

ア 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における主として臨床的診断の結果をもつて、患者発生状況の把握を行うものとする。

イ 前記1の(1)のイにより選定された小児科、内科の医療機関においては別紙様式1により、同ウにより選定された眼科の医療機関においては別紙様式2により、同エにより選定された病院においては別紙様式3により、同オにより選定された皮膚科、泌尿器科の医療機関においては別紙様式4により、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。

ウ 別紙様式1から4までによる患者情報については、調査単位が週単位の場合は翌週の火曜日まで、月単位の場合は

翌月の三日までに到着するように、郵送等により提供を図るものとする。この場合において、提供の方法については、患者情報の円滑な収集の観点から、地域の特性に応じた適切な方法を採用することができるとする。

(2) 検査定点

ア 検査定点として選定された医療機関は、別に定める「病原体検査指針」により、細菌学的及びウイルス学的検査のために検体を採取する。

イ 検査定点で採取された検体は、別紙様式5の検査依頼票を添付して、速やかに地方衛生研究所へ搬送する。

(3) 保健所

ア 保健所は、患者定点から得られた患者情報(別紙様式1、4)の情報項目を、調査単位が週単位の場合は調査対象週の翌週の水曜日まで、月単位の場合は調査対象月の翌月の四日までに、地方結核・感染症情報センターへコンピュータ・オンラインにより伝送する。

なお、別紙様式3及び別紙様式4による調査票のうち原因病原体に関する記載のあるものについては、その写を同時に送付する。

また、対象疾病についての集団発生その他特記すべき情報についても、地方結核・感染症情報センターに報告する。

イ 保健所は、地方結核・感染症情報センターから呼び出し

た患者情報を速やかに週報（月単位の場合は月報）として、市町村、患者定点その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関へ配布する。

ウ 保健所は、結核予防法の届出等に基づく結核患者等の情報のうち別記2に掲げる事項を、新登録患者については所定の情報が得られ次第コンピュータ・オンラインにより、年末現在の登録者及び年間の登録除外者については翌年の一月二〇日までにコンピュータ・オンライン又はフロッピー・ディスクにより、地方結核・感染症情報センターへ伝送又は送付する。

なお、結核の患者又は登録者に関する個人情報保護のコンピュータ処理に当たっては、患者等のプライバシーの保護に十分な配慮を払うものとする。

エ 指定都市以外の保健所設置市（区）の保健所は、本事業により得られた情報について、当該市（区）衛生主管部局と緊密な連絡を図るものとする。

(4) 地方衛生研究所

ア 地方衛生研究所は、前記(2)のイにより搬送された検体を検査し、その結果を保健所を経由して検査定点に通知するとともに、これを検査情報として地方結核・感染症情報センターへ報告する。

イ 検査のうち地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じ国立感染症研究所へ検査依

頼する。

ウ 地方衛生研究所は、別紙様式6により、前記アの検査情報を月単位にとりまとめ、翌月の一五日までに国立感染症研究所に到着するように報告する。

ただし、ウイルス分離結果については、別紙様式7のマークシートによりその都度報告する。

(5) 国立感染症研究所

ア 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を地方衛生研究所へ通知する。

イ 国立感染症研究所は、前記(4)のウにより地方衛生研究所から報告された検査情報を集計し、報告を受けた月の翌月の二〇日までに中央結核・感染症情報センターへ報告する。

ただし、ウイルス分離結果等で特に重要なものについては、その都度報告する。

(6) 地方結核・感染症情報センター

ア 地方結核・感染症情報センターは、管内の患者定点、保健所から得られた患者情報を編集し、調査単位が週単位の場合は調査対象週の翌週の木曜日の午前中まで、月単位の場合は調査対象月の翌月の五日まで、結核の新登録患者については保健所からの情報の伝送があり次第コンピュータ・オンラインにより、結核の年末現在の登録者及び年間

の登録除外者については翌年の一月末日までにコンピュータ・オンライン又はフロッピー・ディスクにより、中央結核・感染症情報センターへ伝送又は送付する。

また、対象疾病についての集団発生、その他特記すべき情報についても、中央結核・感染症情報センターへ報告する。

なお、別紙様式3及び別紙様式4による調査票のうち原因病原体の記載のあるものについては、その写を同時に送付する。

イ 地方結核・感染症情報センターは、管内の患者定点、保健所から得られた患者情報の集計とあわせて、地方衛生研究所から通報された検査情報及び中央結核・感染症情報センターから呼び出した全国情報の解析評価を行い、速やかに保健所、医師会、市町村等の関係機関へ還元する。

(7) 中央結核・感染症情報センター

ア 中央結核・感染症情報センターは、地方結核・感染症情報センターから伝送された患者情報を速やかに集計し、解析評価を加えた全国情報を、調査単位等の区分に応じ週報、月報、又は年報として作成する。

イ 中央結核・感染症情報センターは、国立感染症研究所から報告された検査情報の解析評価を行い、速やかに地方結核・感染症情報センターへ送付する。

第六 費用

国は、本事業に要する費用のうち都道府県、指定都市、政令市、特別区が支弁するものについて、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

第七 実施時間

この実施要綱は、昭和六二年一月一日から施行する。

別記 1

保健所の人口規模別による患者定点の算出方法

保健所の区分	患者定点数	
	(2) 小児科・内科 の 定点	(2) 小児科・内科 の 定点
一型 (所管人口二五万以上)	五	一
二型 (〇〇以上一七万未満)	四	一
三型 (〇〇以上一七万五〇〇未満)	三	一
四型 (〇〇以上二万五〇〇〇未満)	二	一
五型 (〇〇以上三万以上)	一	
S型 (〇〇三万未満)	一	

別記 2

結核の患者情報の項目

- 一 新登録患者
 - (1) 患者の生年月、性別及び市町村
 - (2) 登録までの状況
 - (3) 病状及び治療状況
- 二 登録者
 - (1) 登録者の生年月、性別及び市町村
 - (2) 登録当時の状況
 - (3) 現在の病状及び治療状況
 - (4) 病状等の経過
- 三 登録除外者
 - (1) 登録除外者の生年月、性別及び市町村
 - (2) 登録時以降の経過の概要
 - (3) 除外年月日及び除外理由